九十七　連携協約に基づく専門人材の確保に要する経費があること。	算式の符号 A　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）（当該額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。） 算式 a／b 算式の符号 a　当該年度の「班長」階級以上の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額 b　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数 B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値 C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数 D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数 E　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数 次の算式によつて算定した額とする。 算式 （A＋B＋C）×0.5 算式の符号 A　連携協約に基づき他の市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。） B　連携協約に基づき他の市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき5,659,000円を超えるときは、5,659,000円とする。） C　連携協約に基づき市町村が他の地方公共団体から派遣を受けた専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額は、専門人材一人につき、都道府県から派遣を受ける場合には6,223,000円、それ以外の場合には5,659,000円を上限とし、連携協約に基づき当該人材を受け入れる市町村における一の職につき派遣初年度に限る。）

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(3) (1)　災害復旧に要する経費が多額であること。

(3) (2)　防災対策に要する経費が多額であること。

(3) (3)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

［新設］

	算式の符号 A　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）（当該額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。） 算式 a／b 算式の符号 a　当該年度の「班長」階級以上の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額 b　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数 B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値 C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数 D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数 E　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(3) (1)　災害復旧に要する経費が多額であること。

(3) (2)　防災対策に要する経費が多額であること。

(3) (3)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。